

# 就任挨拶

## 助役 平山 清



町民の皆様、あけましておめでとうございます。

この度、町長から熱心なる要請があり、また、町議会の強い支持を受けましたので、微力非才ではありますが、町民として町への最後の御奉公、働き場所と考へ助役の重責を受けました。

## 精魂を傾けてと語る 堅実で温和な新助役

十二月の定例議会で町助役が選任され、新しい助役に横芝町長倉の平山清氏（65才）が就任、十二月二十四日から登庁しました。

平山助役さんは、県立山武農学校を昭和三年に卒業、農業に従事しておられましたが、支那事変の勃発で兵役に従事することになり、終戦を迎えた二十年八月まで軍隊生活をされて来られました。この間には青年学校の指導員として、あるいは、山下大将の副官としてその重大な任務を果して来ました。

また、昭和三十二年から四十六年までは大総土地改良区の会計理事として長い間努められました。その他に農業委員、農協理事として地域農業の振興に尽されその後は、この実績をかわれ、三十八年から町議二期、この間にも町の監査委員、国保運営委員等を努められました。こうした数多い業績と堅実で温和な人間性をかわれ新助役に選任されました。

挨拶の中でも述べられているように「年令を昭和生まれに若返らせて精魂を傾ける」というあたりは、鍛えぬかれた精神力と数々の業績から得た自信の程が伺えます。不況下にある地方自治体を運営する町長の良い片腕として活躍されることでしょう。

として調査に協力いただいた藤代忠夫氏（上町）に大臣表彰が送られました。

## 申請書の記載が 変りました （高額療養費）

高額療養費支給制度は四十八年十月一日から（横芝町国保では四十九年四月一日から実施）五十年九月三十日まで任意給付でしたが、国保法第五十七条の二が施行になり、五十年十月一日からすでに全保険者に実施が義務づけられました。この制度については五十年七月一日発行の広報よこしばに掲載したとおりです。十月一日からの改正は次のとおりです。この第一点は、従来療養の給付と療養費の支給を同一月内に受けた場合の高額療養費の支給は、それぞれの一部負担金の額が三万円を超える場合に、その超過分を高額療養費として支給していましたが、今回の改正で、療養の給付と療養費の一部負担金（本人の支払分）を合算した額が三万円を超えた場合に支給するようになりました。

## 支給範囲を拡大 旧軍人の恩給

恩給法の一部が改正され、下士官以下の兵等に対しても一時恩給または、一時扶助料が支給されることになりました。

この恩給法の改正に伴ない引き続き軍隊での在職年数が三年以上七年未満の兵等の旧軍人及びその遺族に支給範囲が拡大されました。これらの一時恩給の額は軍隊を退職した当時の棒給月額に相当する金額に兵役在職年数を乗じて得た金額が支給されます。例えば、兵長で五年間引きつづき勤務した場合で二万五千二百五十円が支給されます。この請求には、旧軍人履歴を証明する軍人手帳が必要で、軍人手帳のない場合は、兵役当時の戦友の氏名及び当時の状況または戦友の証明した書類が必要です。この他に、旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件が緩和

## 藤代忠夫氏に 農林大臣賞

十二月十二日、明治神宮参集殿で、一九七五年農業センサス農林大臣表彰式が行われました。

この日は、全国の各市町村で農林統計業務に尽力してこられた方々の中から三二一名の個人、九六の団体に農林大臣賞が送られました。横芝町では、永年統計調査員

第二点は、高額療養費支給申請書の記載事項に診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名を記入していただくことになりました。